



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

- *57 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *58 警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *59 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 1556 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保険総務課)
- 1557 土地改良事業の工事完了届 (農村計画課)
- 1558 公共測量の実施 (技術調査課)
- 1559 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1560 新道路の供用開始等 (")
- 1561 道路の位置の指定 (都市政策課)

- *1562 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正 (出納室)

○ 公告

平成17年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者 (都市政策課)

○ 正誤

平成17年10月18日付け和歌山県報第1701号和歌山県教育委員会告示第11号中

"

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第57号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月13日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表海草郡の項中「野上町」を「紀美野町」に改め、同表有田郡の項中「清水町」を「有田川町」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第58号

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月13日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表海草郡の項中「美里町」を「紀美野町」に改め、同表有田郡の項中「清水町」を「有田川町」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第59号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月13日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第5号中「及び留置管理官」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1556号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月13日

和歌山県知事 木村 良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

那業 66-17	テラウチ薬局 上岩出店	那賀郡岩出町野上 野64番1	平成 17.11.7
紀医 1-17	紀の川市国民 健康保険直営 鞆淵診療所	紀の川市中鞆淵911 番地	平成 17.11.7

新宮市熊野川町九重字 相須阪775番1地先から 同市熊野川町九重字浦 地450番1地先まで	新	15.80 ? 20.00	150.00
--	---	---------------------	--------

和歌山県告示第1557号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、九度山町から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成17年12月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事業名 九度山町営土地改良事業(経営構造対策事業権出地区)
- 2 同意年月日 平成16年3月19日
- 3 事業主体 九度山町
- 4 工事を完了した時期 平成17年9月30日

和歌山県告示第1560号

平成17年和歌山県告示第1559号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年12月13日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年12月13日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1561号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年12月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2868	田辺市下万呂 字久保田625-1 の一部	田辺市あけぼの 18番6号 紀陽住建株式会社 代表取締役 菅原国男	平成 17. 12. 5	4.0	25.26

和歌山県告示第1558号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年12月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 公共測量(世界測地系への座標変換[改算])
- 2 作業期間 平成17年10月7日から平成18年1月20日まで
- 3 作業地域 西牟婁郡白浜町・日置川町・すさみ町

和歌山県告示第1562号

平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行する。

平成17年12月13日

和歌山県知事 木村良樹

3収納代理金融機関の表中「株式会社UFJ銀行」を「株式会社三菱東京UFJ銀行」に改める。

和歌山県告示第1559号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市熊野川町九重字相須阪777番1地先から同市熊野川町九重字浦地450番1地先まで	旧	5.00 ? 7.00	150.00	

公 告

公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定に基づき実施した平成17年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年12月13日

和歌山県知事 木村良樹

二級建築士試験合格者

受験番号 氏名
 5F-10047L 安岡真由
 5F-10174M 南本智子
 5F-10246P 大谷将嗣
 5F-10320L 山本司
 5F-10516L 坂上芳里
 5F-10542Y 沖田茂利
 5F-10557K 槇嶋寿之
 5F-10570Y 前田芳宏
 5F-10685M 加治佐洋介
 5F-10866L 浦野宜郎
 5F-10995P 武内有佳
 5F-11081Y 大谷啓展
 5F-11137Y 上本誠
 5F-11163P 上畑ユミ子
 5F-11164R 井口あかね
 5F-11460K 長藤崇
 5F-11559L 垣口義明
 5F-11560M 楠本真司
 5F-11590P 越智裕子
 5F-11647R 中西健之
 5F-11831K 岡本賢拳
 5F-11858Y 尾上真理
 5F-11943K 松本賀奈
 5F-12029M 山本暁久
 5F-12099M 野坂寛道
 5F-12127M 石浦雅幸
 5F-12269P 宮本沙弥香
 5F-12352N 三木早也佳
 5F-12367P 足立顕一
 5F-12369Y 寒川和彦
 5F-12395P 丸山俊幸

5F-12439Y 堀内謙
 5F-12523Y 山根康伸
 5F-12549P 北塚貴啓
 5F-12550R 今井清一
 5F-20083Y 大野嘉大
 5F-20155L 野際由慈
 5F-20209Y 坂井志行
 5F-20222R 冷水寿
 5F-20265Y 堀内晋司
 5F-20281L 小出武志
 5F-20324M 中山幸樹
 5F-20325N 岡崎丈夫
 5F-20361P 大内悟朗
 5F-20395N 平井邦幸
 5F-20423N 小川佳邦
 5F-20453R 榎本猛志
 5F-20467R 富本宣明
 5F-20481R 西川幸男
 5F-20504K 友渕真孝
 5F-20538Y 小賀善樹
 5F-20580Y 岩井暁
 5F-20637K 柏木英次
 5F-20467N 北川勝広

木造建築士試験合格者

受験番号 氏名
 5F-30111N 宮本沙弥香

正 誤

正 誤

平成17年10月18日付け和歌山県報第1701号和歌山県教育委員会告示第11号中

南紀高等学校定時制、南紀高等学校周参見分校及び新宮高等学校定時制

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国 語	休 憩	社 会	休 憩	数 学	(昼 食)	作 文	休 憩	口頭による 検査・面接	

は誤りにつき、

南紀高等学校定時制、南紀高等学校周参見分校及び新宮高等学校定時制

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	13:40	13:55	15:30
点呼 入場	国 語	休 憩	社 会	休 憩	数 学	(昼 食)	作 文	休 憩	口頭による 検査・面接	

に訂正する。

正 誤

平成17年10月18日付け和歌山県報第1701号和歌山県教育
委員会告示第11号中

ページ	段	行目	誤	正
7	右	上から 13	串本町立明神中学 校	古座川町立明神中学 校